

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年6月5日	
【会社名】	ブリッジインターナショナルグループ株式会社	
【英訳名】	BRIDGE International Group Corp.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 吉田 融正	
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	
【電話番号】	03-5787-3030(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画本部長 渡部 毅	
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	
【電話番号】	03-5787-3030(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画本部長 渡部 毅	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当て	182,317,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	113,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当該株式に係る募集（以下「本第三者割当」といい、本第三者割当により割り当てられる株式を「本株式」といいます。）は、2026年6月5日開催の取締役会決議によっております。

2. 本第三者割当は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1項に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 当社は、割当予定先である株式会社テラスカイ（以下「割当予定先」といいます。）との間で、2026年6月5日付で資本業務提携に関する契約（以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に伴う資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結します。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	113,100株	182,317,200	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	113,100株	182,317,200	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込額の総額であります。なお、本第三者割当は、本自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,612	-	100株	2026年6月22日(月)	-	2026年6月22日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本第三者割当は、本自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、本自己株式処分は行われな

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ブリッジインターナショナルグループ株式会社	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 世田谷支店	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番17号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
182,317,200	1,950,000	180,367,200

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取金の使途であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算の内訳は、弁護士費用その他有価証券届出書等の書類作成費用です。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額180,367,200円については、以下のとおり予定しております。

本自己株式処分により調達する資金につきましては、当社と割当予定先との間で本資本業務提携を行うことを目的としたものであり、資金調達を主たる目的としておりません。従いまして、今後3年間（2029年12月期まで）の長期的な運転資金（人件費、採用教育費及びその他諸経費等）や、必要に応じて今後の成長戦略投資（AIを活用した業務効率化・高度化等）に充当する予定としております。本自己株式処分により調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしています。当社としては、本資本業務提携が当社の企業価値及び当社の中長期的な株主価値の向上、並びに既存株主の利益拡大が図られるものと考えており、本自己株式処分により調達する資金の使途には合理性があるものと考えております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、2026年6月5日開催の取締役会において、当社普通株式について、取得株式の総数の上限を150,800株、取得価額の総額の上限を3億160万円、取得期間を2026年6月8日から2026年11月30日とする自己株式取得枠の設定を決議しており、同日に、「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」として適時開示を行っております。

なお、取得方法については、証券会社との取引一任契約に基づく市場買付としております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社テラスカイ
	本店所在地	東京都中央区日本橋二丁目11番2号
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第18期(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日) 2026年5月25日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り、2026年6月

5日現在のものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社が割当予定先を選定した理由は、以下のとおりです。

当社は、顧客企業の持続的な成長を支援するインサイドセールスアウトソーシング事業を展開しておりますが、近年、企業の営業活動においては、セールステックやAI等の活用が急速に進む一方、部門間のデータ・KPIの分断やデジタル人材の不足により、ITツールの導入が収益成果に直結しないという構造的課題が広く認識されています。

かかる課題を解決するためには、当社が有するインサイドセールスアウトソーシングの実務ノウハウと、高度なIT・AI技術を組み合わせた一体型の営業支援サービスを提供することが不可欠であると判断いたしました。

このような認識のもと、当社代表取締役と割当予定先代表取締役は、営業支援領域における従前からの交流を通じ、企業の営業変革における課題認識や方向性について継続的に意見交換を行ってまいりました。その中で、当社が有する営業実務・運用領域の強みと、割当予定先が有するSalesforceを中心としたクラウド・AI領域の技術力を組み合わせることで、顧客企業に対してより高い付加価値を提供できるとの認識で一致し、両社で具体的な協業の検討を進めてまいりました。

割当予定先である株式会社テラスカイは、Salesforce導入・活用支援における国内有数の実績を有するとともに、Agentforceをはじめとする最新AIエージェント技術の設計・導入・運用(AIOps)に関する高度な専門性を持ちます。また、SalesforceのOSP(Outsourcing Service Provider)制度の活用実績を有しており、業務とITを一体的にアウトソーシングするサービスモデルの構築において、当社との補完関係が極めて高いと判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は同社との間で「セールスエンゲージメントBPaaS」の共同開発・提供、AI共創型セールスプロセスの確立、レベニューオペレーション(RevOps)によるプロセス統合支援、及び成果連動型ビジネスモデルの追求を骨子とする業務提携を合意しました。

さらに、当該取り組みは、ターゲット顧客への共同アプローチ等、中長期にわたり両社が継続的かつ緊密に連携しながら推進していくことが重要であることから、単なる業務提携に留まらず、相互の信頼関係及び協力体制をより強固なものとし、事業推進をより確実なものとするを目的として、資本提携を併せて実施することといたしました。

本資本業務提携を通じて、顧客企業に対する提供価値の向上を実現することで、中長期的な当社の企業価値及び株主価値の向上につながり、既存株主を含むステークホルダーの利益に資するものと判断しております。本資本業務提携は、両社の業務提携関係をより一層強固なものとし、両社間の継続的な協力体制を担保することを目的として実施するものであり、株式会社テラスカイを割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 113,100株

e. 割当予定先の株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本資本業務提携の主旨に鑑み、本自己株式処分により割当予定先が取得する当社普通株式を、中長期的に保有する方針であることを確認しております。なお、当社は割当予定先より、割当後2年以内に本自己株式処分により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合、その内容を直ちに当社に書面にて報告すること及び当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から本自己株式処分の払込みに要する財産は確保されている旨の報告を受けており、また、割当予定先の2026年2月期有価証券報告書記載の同月末日時点の貸借対照表の現預金及び割当予定先を名義人とする銀行口座の預金通帳を確認した結果、割当予定先が本自己株式処分に係る払込みに必要な現金及び現金同等物を有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(最終更新日2026年6月2日)に記載している、反社会勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先及びその役員が反社会勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本株式の払込金額は、割当予定先である株式会社テラスカイとの協議を経て、本自己株式処分に係る取締役会の直前営業日(2026年6月4日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,612円といたしました。

当社が取締役会決議日の直前営業日の終値を払込金額としたのは、当社の企業価値を最も合理的に反映していると考えられる当社普通株式の市場価格を基準に決定しており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、第三者割当増資の払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であるべきこととされているため、この払込金額は合理的であると認識しております。

なお、当該払込金額は取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月間(2026年5月5日~2026年6月4日)の終値平均値1,669円(円未満を四捨五入。以下、終値平均値の算出について同じ)に対して3.42%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの直近3か月間(2026年3月5日~2026年6月4日)の終値平均値1,784円に対して9.64%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの直近6か月間(2025年12月5日~2026年6月4日)の終値平均値1,873円に対して、13.93%のディスカウントとなっております。

また、本株式の払込金額の決定にあたっては、当社監査役3名(うち2名が社外監査役)より、上記記載と同様の理由により当該払込金額の算定根拠には合理性があり、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な払込金額には該当せず、当該払込金額は適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により割り当てられる当社普通株式は、113,100株(議決権数1,131個)であり、2025年12月31日時点の当社発行済株式総数3,768,600株(議決権総数35,823個)に対して3.00%(2025年12月31日現在の当社議決権総数に対し3.16%)(いずれも小数点第3位を四捨五入)に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、本自己株式処分は、当社と割当予定先との中長期的なパートナーシップを構築することを直接の目的としており、中長期的な観点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれます。従いまして、本自己株式処分によって構築する当社と割当予定先との中長期的な関係は、当社の企業価値向上、ひいては当社の既存株主の皆さまの利益向上に資するものと考えております。よって、本自己株式処分による株式の希薄化は合理的な範囲であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
吉田 融正	東京都文京区	1,199,400	33.48	1,199,400	32.46
光通信KK投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	232,500	6.49	232,500	6.29
株式会社テラスカイ	東京都中央区日本橋二丁目11番2号			113,100	3.06
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	93,700	2.62	93,700	2.54
荒川 恵介	東京都品川区	90,600	2.53	90,600	2.45
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	67,712	1.89	67,712	1.83
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁目1	67,500	1.88	67,500	1.83
ブリッジグループ従業員持株会	東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号	55,600	1.55	55,600	1.50
清水 優樹	埼玉県川口市	50,000	1.40	50,000	1.35
曾我 健	東京都目黒区	50,000	1.40	50,000	1.35
計		1,907,012	53.23	2,020,112	54.67

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日時点の株主名簿を基準としております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数35,823個に、本自己株式処分により増加する議決権数1,131個を加えた数(36,954個)を分母として算出しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 2026年4月3日付けで、光通信株式会社より公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)が提出されています。2026年3月27日現在で光通信KK投資事業有限責任組合が以下の株式を保有している旨が記載されています(提出者である光通信株式会社は、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合として、株式等に投資するのに必要な権限を有している旨記載があります。)が、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況は、2025年12月31日時点の株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式等の数(株)	株券等保有割合(%)
光通信KK投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	214,900	5.70

5. 当社より、株式会社愛媛銀行に対して同社が保有する当社普通株式の売却を打診し、2026年3月24日付にて、同社から当該株式48,900株を売却する意向を有している旨回答を得ておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況は、2025年12月31日時点の株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の第24期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年6月5日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について重要な変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第24期、提出日2026年3月30日)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年6月5日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2026年3月30日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、2026年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金42円50銭

総額 152,626,893円

口 効力発生日

2026年3月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、吉田融正、高橋慎介、塩澤正枝、柿沼務、岡村典、郡のぶの各氏を選任する。岡村典、郡のぶは社外取締役候補者である。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、荒川恵介を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	24,294	241	0	(注)1	可決 99.01

第2号議案 取締役6名選任の件					
吉田 融正	22,982	1,553	0	(注) 2	可決 93.67
高橋 慎介	24,254	281	0		可決 98.85
塩澤 正枝	24,254	281	0		可決 98.85
柿沼 務	24,252	283	0		可決 98.84
岡村 典	24,251	284	0		可決 98.84
郡 のぶ	24,250	285	0		可決 98.83
第3号議案 監査役1名選任の件					
荒川 恵介	24,255	280	0	(注) 2	可決 98.85

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案は可否要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

(2026年5月25日提出の臨時報告書)

1【提出理由】

当社は、2026年5月25日開催の取締役会において、株式会社EraX（以下「EraX」）の株式を取得し、子会社化することについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 取得対象子会社（株式会社EraX）の概要

商号	株式会社EraX
本店所在地	東京都港区南青山1-24-3 WeWork乃木坂1階
代表者の氏名	代表取締役 松本 勇信
資本金の額	300千円
純資産の額	24,987,292円（2026年2月末時点）
総資産の額	68,452,637円（2026年2月末時点）
事業の内容	AIコンサルティング事業、AI開発支援事業

(2) 取得対象子会社の最近2年間の売上高、営業利益、経常利益及び純利益(注) 1

決算期	2025年2月期	2025年3月～2026年2月 (注) 2
売上高	30,184,614円	147,085,357円
営業利益	220,976円	28,907,513円
経常利益	292,801円	37,498,691円
当期純利益	163,601円	24,523,691円

(注) 1. 取得対象子会社の設立日が2024年3月27日であるため、2025年2月期以降の売上高、営業利益、経常利益及び純利益のみを記載しております。2025年2月期の会計期間は、2024年3月27日から2025年2月28日までです。

2. 取得対象子会社は、2026年2月10日に、2月決算から3月決算に決算期変更を行っております。そのため、

2025年2月期の翌期の会計期間は、2025年3月1日から2026年3月31日までの13か月間となります。なお、2026年3月期は決算作業中であり、会社法に基づく正式な決算手続（機関の決定・承認）を経て確定していないため、2025年3月1日から2026年2月28日までの12か月間の状況を社内管理資料に基づく参考情報として記載しております。

（3）当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	AIサービスの提供に関する取引関係があります。

（4）取得対象子会社に関する子会社取得の目的

（戦略的意義と事業シナジー）

当社グループは、インサイドセールスアウトソーシング事業・プロセス・テクノロジー事業・研修事業の3事業を通じ、B2B企業の売上成長改革を支援しております。

また、2024-2026年度の中期経営計画においては、「AIテクノロジーを活用した売上成長改革の支援」を掲げており、中期経営計画の達成及び今後の持続的な成長に向けてM&Aを重要な成長戦略の一つとして位置付けております。AI実装支援において卓越した実績を持つEraXをグループに迎えることで、以下の各事業ドメインにおける非連続な成長と、グループ全体の競争優位性の抜本的強化を図ります。

- ・ インサイドセールスアウトソーシング事業における営業活動・マネジメント業務のAI活用高度化
- ・ プロセス・テクノロジー事業におけるAIオフリング及びAI実装支援体制の強化
- ・ 研修事業におけるAI人材育成・AI研修領域の拡充

（EraXの選定理由及び競争優位性）

EraXは、生成AI・自動化・RAG等の先端領域に強みを有し、AI導入に向けた情報収集・企画から、開発、PoC、運用改善までを一気通貫で支援しております。特に、導入後も継続的に伴走支援を行う体制を構築しており、創業2期目ながら30社超の顧客基盤を有し、高い継続率を実現しております。

さらに、要件定義から開発、運用改善までを高速サイクルで推進できる開発体制を有しており、顧客ニーズや技術進化への迅速な対応力を強みとしております。加えて、業務委託人材も効果的に活用することで、コスト効率と開発品質を両立している点も評価しております。

当社グループは、EraXの持つ先端AI技術・開発力と、当社の強固な顧客基盤・営業支援ノウハウ・人材育成機能を組み合わせることで、AIを活用した新たな付加価値提供を加速し、さらなる成長を目指してまいります。

（5）取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

EraXの普通株式	650百万円
アドバイザリー費用等（概算額）	35百万円
合計（概算額）	685百万円

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日	2026年3月30日 関東財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月27日

ブリッジインターナショナルグループ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 田 祥 且指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 貴 弘

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているブリッジインターナショナルグループ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブリッジインターナショナルグループ株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

トータルサポート株式会社の株式譲渡に伴う会計処理及び開示	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）及び（連結損益計算書関係） 5 減損損失に記載されているとおり、会社は、2025年9月19日開催の取締役会において、連結子会社であるトータルサポート株式会社（以下「トータルサポート社」という。）の株式の全てを譲渡することを決議し、2025年10月31日付で当該株式譲渡を実行した。</p> <p>これに伴い、当連結会計年度において、トータルサポート社の事業用資産について収益性の低下が認められたことから、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上するとともに、同社を連結の範囲から除外している。なお、減損損失の内訳は、のれん12,259千円、建物附属設備等8,419千円であり、回収可能価額はトータルサポート社の株式譲渡契約に基づく譲渡価額を基礎とした正味売却価額により算定している。また、トータルサポート社を連結の範囲から除外するまでの期間の損益は、連結財務諸表に含められている。</p> <p>当該株式譲渡は、トータルサポート社について当初想定していた売上及び利益の貢献を得られるまでに相当期間を要する見通しとなったことから実行されたものであり、グループの事業戦略上重要な取引であること、また、当該株式譲渡に伴う固定資産の減損損失の計上、連結の範囲からの除外及び関連する開示は、連結財務諸表に重要な影響を与えることから、会計処理及び開示の妥当性について、より慎重な監査上の検討を行う必要がある。</p> <p>上記のとおり、トータルサポート社の株式譲渡は、当連結会計年度において発生した重要な事象であり、当該事象に係る会計処理及び開示は連結財務諸表に重要な影響を与えることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該株式譲渡に伴う会計処理及び開示の検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式譲渡の内容を理解するために、会社の経営管理者等への質問、取締役会議事録の閲覧を行った。 ・会社の減損損失計上額の正確性を検証するために、株式譲渡契約書及び入金資料との整合性を検討するとともに、減損損失計上額の再計算を行った。 ・連結範囲からの除外が正確に行われていることを確かめるために、連結精算表とトータルサポート社の残高試算表との整合性を検討した。 ・注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）及び（連結損益計算書関係） 5 減損損失の妥当性を確かめるために、注記内容が契約書及び取締役会議事録等と整合していること、及び会計基準に準拠して注記が作成されていることを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ブリッジインターナショナルグループ株式会社の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ブリッジインターナショナルグループ株式会社が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

ブリッジインターナショナルグループ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 田 祥 且指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 貴 弘

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているブリッジインターナショナルグループ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブリッジインターナショナルグループ株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

持株会社体制への移行に伴う会社分割の会計処理及び開示	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項(企業結合等関係)に記載されているとおり、会社は、2025年10月1日付で、ブリッジインターナショナル株式会社へ会社分割（新設分割）により、ブリッジプロセステクノロジー株式会社へ会社分割（吸収分割）により事業を承継させ、持株会社体制へ移行している。</p> <p>会社は当該会社分割を「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理している。</p> <p>当該会社分割による持株会社体制への移行は、さらなる事業領域の拡大、競争力の強化、そして企業価値向上を図ることを目的としているとされており、グループの事業戦略上重要な取引であること、また、会社分割により承継させる資産及び負債の額は、会社の当事業年度における貸借対照表に重要な影響を与えることから、分割した資産及び負債が正確な金額で網羅的に承継されているか、関連する開示が取引の内容を適切に表しているかを慎重に検討する必要がある。</p> <p>上記のとおり、持株会社体制への移行に伴う会社分割は、当事業年度において発生した重要な事象であり、当該事象に係る会計処理及び開示は財務諸表に重要な影響を与えることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該会社分割に伴う会計処理、開示の妥当性の検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社分割の内容を理解するために、経営管理者等への質問、取締役会議事録、概要説明資料、新設分割計画書及び吸収分割契約書の閲覧を行った。 ・分割対象となる資産が網羅的に承継されていることを確かめるために、吸収分割契約書及び新設分割計画書における承継権利義務明細表と会計システムに登録された仕訳データの突合を実施した。 ・会計処理の妥当性を確かめるために、「企業結合に関する会計基準」等に基づく共通支配下の取引に基づき、会社分割に係る会計処理が行われていることを検討した。 ・企業結合等関係注記の内容の妥当性を確かめるために、注記内容が契約書等と整合していること、及び会計基準及び適用指針に準拠して注記が作成されていることを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。